

第14回勢田川等水面利用対策協議会 議事概要

令和元年10月30日（水）14：30～15：30

三重県伊勢庁舎 402会議室

1. 開会

○「第14回勢田川等水面利用対策協議会」を開会した。

2. 配付資料の確認・委員の紹介

○配付資料の確認と委員の紹介を行った。

3. 挨拶

○三重県伊勢建設事務所長より委員代表挨拶を行った。

4. 議事

○（1）第13回勢田川等水面利用対策協議会の議事概要の確認について
事務局から配付資料により説明を行った。

○（2）前回までの協議事項について
事務局から配付資料により説明を行った。

○（3）報告事項について
事務局から配付資料により説明を行った。
（委員からの意見）

- ① 所有者不明の棧橋を撤去してもらっている。過去に係留していた船舶があったと思うが、それでも棧橋の所有者は判らないのか。
- ② 最初に占用開始した施設の更新手続きをしているが、占用料を支払わない未納の船がある。今年4月から占用開始した「一色町地先船溜まり」では未契約の船がある。港湾法で放置等禁止区域に指定されているところであり、占用料を払わないということは、大事な船が放置物と同じと言わざるを得ない。宇治山田港は河川法と港湾法があるが、河川法に関連するところは港湾法も適用されるのか。
- ③ 平成27年から5年で解決する目標を掲げ市県国が取り組んできたが、この1・2年不法係留船の減少率が高く、対策の動きも見えている。感謝している。

（事務局からの回答）

- ① 過去に係留していた船舶の所有者などに手当たり次第確認したが、人から譲ってもらったりして代々所有が変わっていき所有者が判らないことが多い。全てを所有者不明で撤去している訳ではなく、当然所有者が判れば持ち主の方に自主撤去してもらっている。
- ② 河川法と港湾法の指定が重複する区間なので、両方の法律による規制が適用される。
- ③ 不法係留等のゼロを目指して前向きに進めていきたいと思う。

○（４）協議・検討事項について

事務局から配付資料により説明を行った。

（委員からの意見）

- ① 占用料について、県の条例での軽減について引き続きお願いしたい。
- ② 「大湊川五十鈴川合流点」について、浚渫や駐車場や通路など課題が挙げられている。前向きに検討してもらえるのか。

（事務局からの回答）

- ① 引き続き現在行っている減免措置について継続していく。また、係留していない場所は占用面積から減らす方法もあると思うので、実態に応じて柔軟に対応していきたい。
- ② 前向きに検討していく。堆積土砂等については原則、航路や泊地になるが、あわせて特別区分ということで現在いろいろなところで調整している。出来るところはやっていきたいと考えている。

議長から協議・検討事項についての確認を行った。

- ① 占用主体の決定に向けて、「一色町物揚場施設」については現状のままで係留箇所として、「大湊川五十鈴川合流点」は引き続き調整を行いつつ、それぞれ手続きを進めていくこと。
- ② 不法係留船の減に向けて、所有者判明船及び所有者不明船の撤去について計画的に実施していくこと。
- ③ 今後の予定について、係留場所の確保など状況を勘案しつつ順次進めていくこと。

（委員からの意見）

異議なし。

○（５）その他 次回協議会の開催時期について

次回協議会は令和２年２月の開催を別途として、具体的な開催時期は今後の進捗状況を勘案し、事務局から後日お知らせする。

（委員からの意見）

異議なし。

5. 閉会

- 「第１４回勢田川等水面利用対策協議会」を閉会した。

（事務局作成）